

[液化石油ガス（L P ガス）販売通知書]

◎重要なお知らせです。必ずお読みください！

この書面は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。） 第 14 条並びに特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。） 第 4 条及び第 5 条に規定する事項をお知らせいたします。
十分にお読みの上で、大切に保管をお願いいたします。

・ ・ ・ ・ ・ 通知内容 ・ ・ ・ ・ ・

1. 液化石油ガスの種類
2. L P ガスの引渡・供給方法
3. 供給設備及び消費設備の管理方法
4. L P ガスの供給に係る保安業務の実施とその責任
5. 供給設備及び消費設備の所有関係と L P ガス販売契約解除時の取り扱い
6. 供給設備及び消費設備の費用負担
7. L P ガスの計量方法、料金計算方法と支払方法
8. 防災等について
9. 緊急時の連絡について
10. 個人情報の取り扱いについて
11. クーリング・オフ制度について

L P ガス販売事業者

住 所
名 称
代 表 者
電 話 番 号

【緊急時連絡先】

(平日昼間	:	~	:) ※営業時間を記入
住 所				
名 称				
電 話 番 号				
(平日夜間・休 日 {			}) ※ { } 内に対象日を記入
住 所				
名 称				
電 話 番 号				

1. 液化石油ガスの種類

供給する液化石油ガス（以下「LPガス」という。）は、「い号液化石油ガス」です。

2. LPガスの引渡・供給方法

LPガスを充填した容器をガス切れのないように配送・交換し、供給設備に接続し供給します。
また、バルク供給の場合は、お客様のガス使用量に応じてバルク貯槽にLPガスを充填します。

3. 供給設備及び消費設備の管理方法

※供給設備とは・・・容器からガスメータ出口までの設備

※消費設備とは・・・ガスメータ出口からガス機器等までの設備

(1) お客様の保安責任

お客様がLPガスをご使用になる場合は、当社(店)が本書面と共にお渡りする「周知文書」に記載されている保安に関する注意事項を遵守されるようお願いいたします。この注意事項に違反して生じる事故・災害の責任は、原則としてお客様に帰することになりますのでご注意ください。

(2) 当社(店)の保安責任

供給設備については、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関が定期的に点検を行い、その維持・管理について責任を負います。

(3) その他 (お願い)

①お客様の敷地内にある供給設備について、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関以外の者によって、みだりに変更等を加えられないようご注意ください。万が一、第三者による供給設備の変更・見損壊・移動等が発生した場合は、安全管理の観点から当社(店)まで速やかにご連絡くださるようお願いいたします。

②次の場合についても、安全管理の観点から当社(店)に必ずご連絡をお願いいたします。

イ. お客様がガス機器を新たに設置される場合

ロ. リフォーム・エアコン設置など、家屋内外でガス設備（容器・配管等含む）に影響が出ることが予想される工事を行う場合

4. LPガスの供給に係る保安業務の実施とその責任

(1) 保安業務区分と内容

LPガス供給に係る保安業務については、当社(店)が自ら実施するか、または、当社(店)が委託する保安機関が責任をもって実施します。

◆**保安業務区分とその内容**（保安業務は当社(店)または、別紙に記載の保安機関が実施いたします。）

保安業務区分	業務内容
① 供給開始時点検・調査	ご使用いただく前に供給設備と消費設備の点検と調査を行います。
② 容器交換時等供給設備点検	容器交換時及びバルク充填時等に設備の点検を行います。
③ 定期供給設備点検	原則として4年に1回以上、供給設備の点検を行います。
④ 定期消費設備調査	原則として4年に1回以上、消費設備の調査を行います。
⑤ 周知	原則として2年以内に1回以上、使用に伴う災害の発生防止のために必要な事項をご案内します。
⑥ 緊急時対応	LPガスに関する事故及び災害発生の恐れがあることの通知を受けた場合に適正な措置を行います。
⑦ 緊急時連絡	LPガスに関する事故及び災害発生の恐れがあるときに、連絡をお受けします。

(2) LPガス設備の点検・調査

LPガス設備の点検・調査の実施に際して、お客様が不在の場合は、不在連絡票を発行しますので、点検・調査希望日のご連絡をお願いします。なお、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関が3回訪問してもご不在の場合は、お客様のLPガス設備が技術上の基準に適合しているかの確認が取れま
せないので、お客様自身が自己責任で管理・使用されますようお願いいたします。

(3) 消費設備の調査結果

消費設備の調査結果は文書をもってお知らせいたします。その結果が、液化石油ガス法の技術上の基準に適合していない場合は、改善のお願いをさせていただきますので、速やかな改善をお願いいたします。なお、改善をしない場合は、災害の発生の恐れがあります。場合によっては、安全管理の観点からLPガスの供給を停止することがありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(4) LPガス設備の点検・調査の拒否

LPガス設備の点検・調査を拒否し、お客様が改善を講じなかったために起こった災害などによる損害は、当社(店)では責任を負いかねます。また、保安上の理由によりLPガスの供給を停止した場合の損害も当社(店)では責任を負いかねます。何卒、ご理解の程、宜しくをお願いいたします。

5. 供給設備及び消費設備の所有関係とLPガス販売契約解除時の取り扱い

(1) 供給設備の所有関係

お客様の敷地内に設置している供給設備(容器からガスメータ出口までの設備)は、当社(店)所有のもので

(2) 消費設備、その他設備の所有関係

《別紙》【**書面の交付 確認受領書**】3. **その他設備等の所有関係**に示す設備等は、当社(店)の費用負担によって設置し、お客様にご利用いただいております。

そのため、毎月のLPガス料金の**設備料金**として請求させていただいておりますのでご了承ください。

※設備料金の詳細につきましては、《別紙》【**書面の交付 確認受領書**】3. **その他設備等の所有関係**にてご確認ください。

(3) 設備の転貸・売却の禁止

当社(店)の所有の設備を利用して、他のLPガス販売事業者からLPガスを購入することはできません。また、その設備をお客様が転貸・売却することはできませんのでご注意ください。

(4) LPガス販売契約解約時の取り扱い

お客様ご本人から当社(店)にLPガス販売契約の解約の申し出があった場合は、当社(店)は原則として、一週間以内に供給設備を引き取ることにいたします。この場合の引き取り費用は、お客様の負担となります。

また、未払いのガス料金、当社(店)所有の消費設備、その他設備がある場合は、その清算等に要する諸費用をお支払いいただくことが引き取りの条件となります。

但し、次の場合は、供給設備をお客様の敷地内等に引き続き置かせていただくことがあります。

①お客様に設置されている供給設備が、他のお客様へもLPガス供給をしている場合(小規模導管供給・集合住宅等)

②当該設備が、業務用等の大規模な設備の場合であって、撤去に日数を要する場合

③その他、当該設備を引き続き設置することをお客様が同意した場合

(5) LPガス供給設備の買い取り

お客様が、供給設備の買い取りを希望される場合は、「時価相当額」で買い取っていただきます。

(6) 消費設備、その他設備の清算・供給設備等の買い取り計算式

LPガス販売契約の解約などによる消費設備、その他設備の清算または供給設備等の買い取りは、「時価相当額」で買い取っていただきます。

「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下のとおりとなります。

$$\text{時価相当額} = A - (A \times \text{償却率}) \times \text{経過月数} \div 12$$

注1：Aとは供給設備の設置当初の費用である。

注2：上記の計算方法は定額法であり、償却率は機器の耐用年数により異なります。

注3：定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせいたします。

6. 供給設備及び消費設備の変更等に伴う費用負担

お客様のご事情により、供給設備及び消費設備等の変更・修繕・撤去等に要する費用については、お客様にご負担をお願いいたします。

尚、それらの費用については、別途お見積りさせていただきます。

7. LPガスの計量方法、料金計算方法と支払方法

(1) メータ検針による料金計算による請求

計量法に基づき、ガスメータに表示されたガス通過量を定期的に検針し、ガス使用量に応じた料金を別途交付する「LPガス料金表」に基づきご請求いたします。期日までにガス料金を所定の方法（口座自動振替・振込・クレジットカード・現金等）により、お支払いをお願いいたします。

また、前記の「LPガス料金表」は、本書面と同時に交付いたします。その後、仕入れ価格等の変動や社会情勢や経済情勢等により、値上げまたは値下げする場合は、その都度、理由を付して変更となる「LPガス料金表」を事前（原則1ヶ月前まで）に交付いたしますので大切に保管をお願いいたします。

LPガス料金等の支払いを1か月以上滞納された場合には、LPガスの供給を停止させていただく場合がございますので、ご理解の程お願いいたします。

(2) LPガス料金の計算方法

毎月お支払いいただくLPガス料金は、下表のとおり三部料金制（基本料金、従量料金、設備料金）により構成しており、これらを合算してご請求させていただきます。

名称	料金説明	料金に含まれる費用
基本料金	LPガスの使用に関係なく、一律にお支払いいただく料金です。	供給設備の償却費、賠償責任保険料、保安管理費用、管理費用（検針・集金等）、ガス漏れ警報器など ※ガス漏れ警報器が基本料金に含まれている場合があります。
従量料金	LPガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。	LPガスの仕入代金、配送費、販売経費など
設備料金	ガスメータ等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に応じてお支払いいただく料金です。	ガスメータの出口からガス機器までの配管設備等や、ガス機器本体の貸付料金、ガス漏れ警報器など ※ガス漏れ警報器が設備料金に含まれている場合があります。

(3) LPガス料金の支払方法

LPガス料金等の支払いは、口座自動振替・振込・クレジットカード・現金等の方法でお願いします。(消費税は別途加算させていただきます。)

支払日につきましては、毎月 日(自動振替の場合で振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。

8. 防災等について

(1) 火災が発生した場合

火災が発生した場合は、直ちに容器バルブを閉めて、消防署員等の関係者に容器の位置をお知らせしてください。なお、当社(店)にもご連絡をお願いいたします。また、お客様の近隣で火災が発生した場合も同様の対応をお願いいたします。

(2) 地震が発生した場合

地震が発生した場合は、まず身の安全を確保し、揺れが収まってからあわてずに使用中の火を消し、容器バルブを閉めるようお願いいたします。なお、大きな地震が発生した場合は、ガス配管やガス機器からガス漏れの恐れがありますので、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。

(3) 水害の発生、恐れがある場合

水害が発生または恐れがある場合は、容器等が流されないようにしっかりと固定されているかをお確かめください。流される恐れがある場合は、当社(店)にご連絡をお願いいたします。

なお、水害によって容器(バルク貯槽含む)、調整器、ガスメータ、配管等が冠水した場合は、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関の点検を受けてからご使用いただきますようお願いいたします。

9. 緊急時の連絡について

当社(店)は、緊急時に備え常時、緊急時対応の体制を整えておりますので、ガス漏れ等の事故または災害発生の恐れがある場合は、直ちに表紙の[緊急時連絡先](#)にご連絡をお願いいたします。

10. 個人情報の取り扱いについて

LPガス供給の申込みの受付、工事、保安点検の際、ガス機器販売等の機会などの際、お客様の個人情報(氏名、住所、電話番号、振込口座番号、ガス機器種類等)のご提供を受けますが、これらの個人情報は次の目的に利用させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

- ① LPガスの供給(配送、検針、集金等)を行うために利用
- ② LPガスの設備工事を行うために利用
- ③ 液化石油ガス法に基づく保安に関する業務を行うために利用(4. 保安業務区分を参照)
- ④ 当社(店)または当社(店)が委託した保安機関の自主的な保安に関する業務を行うために利用
- ⑤ LPガス機器、ガス漏れ警報器等の販売、設置、修理・点検、アフターサービスを行うために利用
- ⑥ 上記に関するサービス、製品等のお知らせ、案内、調査、データ分析を行うために利用
- ⑦ その他、上記に付随する業務を行うために利用

なお、業務を円滑に遂行するため、LPガス容器の配送会社、LPガス設備の保安点検会社、LPガス工事会社、口座振替先の金融機関、検針センター、集金センター、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。そのため必要な範囲で委託先へ個人情報を提供する場合がありますが、その際に当社(店)は委託先に対し個人情報の取り扱いに関する適切な監督を行います。

* 当社(店)が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社(店)までお知らせください。

* 法令に基づき行政機関等から問い合わせを受けた場合には、上記目的に限らず、お客様の個人情報を回答する場合があります。

[書面の交付 確認受領書]

1. 保安業務区分と実施する保安機関

保安業務については、当社(店)が自ら実施するか、次表に記載した当社(店)が委託した保安機関が行います。

保安業務区分		実施する保安機関	住 所・電話番号
①供給開始時点検・調査			
②容器交換時等供給設備点検			
③定期供給設備点検			
④定期消費設備調査			
⑤周知			
⑥緊急時対応	平日 昼間		
	平日夜間・休日		
⑦緊急時連絡	平日 昼間		
	平日夜間・休日		

※保安業務を実施する保安機関が変更になった場合は、速やかに詳細を記載した書面(正副)を交付いたします。

2. LPガス設備の所有関係

以下の表に示したお客様の敷地内に設置している供給設備(容器(バルク貯槽含む)からメータ出口までの設備)は当社(店)所有のものです。

設置費用は、基本料金として、月額 円(税込・税抜)請求させていただきます。

設備区分	設備の内容	有 無	数 量	備 考
供給設備	LPガス容器			
	容器固定具(チェーン・ベルト等)			
	高圧ホース			
	調整器			
	低圧ホース			
	ガスメータ			
	配管			

※設備を期限交換等で入れ替えた場合は、速やかに詳細を記載した書面(正副)を交付いたします。

3. その他設備等の所有関係

以下の表に示す設備等は当社(店)の費用負担で設置し、お客様にご利用いただいております。

設置費用は、設備料金として、月額 円(税込・税抜)請求させていただきます。

名 称・型 式	数 量	設置年月・設置時費用(税抜・税込)	備 考

※設備を増設又は期限交換等で入れ替えた場合は、速やかに詳細を記載した書面(正副)を交付いたします。

本書面において、重要事項等の説明を受け、内容を承諾いたしました。

年 月 日

お 客 様

〒 [] [] [] [] - [] [] [] []

住 所

氏 名

電 話

販売事業者

〒 [] [] [] [] - [] [] [] []

住 所

名 称

代 表 者

交 付 者

電 話

[書面の交付 確認受領書]

1. 保安業務区分と実施する保安機関

保安業務については、当社(店)が自ら実施するか、次表に記載した当社(店)が委託した保安機関が行います。

保安業務区分		実施する保安機関	住 所・電話番号
①供給開始時点検・調査			
②容器交換時等供給設備点検			
③定期供給設備点検			
④定期消費設備調査			
⑤周知			
⑥緊急時対応	平日 昼間		
	平日夜間・休日		
⑦緊急時連絡	平日 昼間		
	平日夜間・休日		

※保安業務を実施する保安機関が変更になった場合は、速やかに詳細を記載した書面(正副)を交付いたします。

2. LPガス設備の所有関係

以下の表に示したお客様の敷地内に設置している供給設備(容器(バルク貯槽含む)からメータ出口までの設備)は当社(店)所有のものです。

設置費用は、基本料金として、月額 円(税込・税抜)請求させていただきます。

設備区分	設備の内容	有 無	数 量	備 考
供給設備	LPガス容器			
	容器固定具(チェーン・ベルト等)			
	高圧ホース			
	調整器			
	低圧ホース			
	ガスメータ			
	配 管			

※設備を期限交換等で入れ替えた場合は、速やかに詳細を記載した書面(正副)を交付いたします。

3. その他設備等の所有関係

以下の表に示す設備等は当社(店)の費用負担で設置し、お客様にご利用いただいております。

設置費用は、設備料金として、月額 円(税込・税抜)請求させていただきます。

名 称・型 式	数 量	設置年月・設置時費用(税抜・税込)	備 考

※設備を増設又は期限交換等で入れ替えた場合は、速やかに詳細を記載した書面(正副)を交付いたします。

本書面において、重要事項等の説明を受け、内容を承諾いたしました。

見本

年 月 日

お 客 様

〒 [] [] [] [] - [] [] [] []

住 所

氏 名

電 話

販売事業者

〒 [] [] [] [] - [] [] [] []

住 所

名 称

代表者

交付者

電 話